

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 35 条第 1 項又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 29 条第 1 項（第 35 条第 6 項及び第 37 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき、甲が経営する【●●事業】における事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の受委託について、次のとおり契約を締結する。

（受委託の範囲）

第 1 条 甲は、甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。※複数ある場合は全ての営業所を記載）の業務のうち、【例：午後●時から翌日午前●時までの間に行う】【業務前及び業務後】点呼（遠隔点呼によるものに限る。）及び当該点呼の実施記録及び保存に係る業務（以下「事業者間遠隔点呼業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（受委託に係る条件）

第 2 条 甲及び乙においては、事業者間遠隔点呼業務の実施にあたり、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号。以下「点呼告示」という。）第 5 条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を使用して行うこととし、遠隔点呼機器の導入、管理にあっては甲及び乙のそれぞれの責のもとに行うこととする。

2 事業者間遠隔点呼業務の実施場所については、点呼告示第 6 条の施設及び環境の要件を満たし、また、甲及び乙においては、同告示第 7 条に定める運用上の遵守事項を遵守することとする。

（契約の履行）

第 3 条 甲及び乙は、本契約の内容について、事前に協議の上で定めるとともに、信義に基づき誠実に本契約を履行するものとし、本契約に定めのない事項並びに契約内容及びその履行に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、決定する。

2 甲は委託する業務内容を変更する必要がある場合は、十分な時間的余裕を持って、乙と協議する。

（秘密保持及び個人情報の管理）

第 4 条 甲及び乙は、本契約に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また、事業者間遠隔点呼業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、事業者間遠隔点呼を受ける甲営業所の運転者等に係る個人情報について厳格に管理を行わなければならない。また、事業者間遠隔点呼業務に必要な範囲を超えて、これを使用、提供等してはならない。

（緊急連絡体制表の提出）

第 5 条 緊急時の連絡を円滑に行うため、甲は、あらかじめ緊急時の連絡体制表を乙に提出しなければならない。なお、事業者間遠隔点呼の実施にあたって異常等

が生じた場合の対応については、別途、事業者間遠隔点呼に係る業務の報酬その他管理の実施方法の細目において定める。

(事業者間遠隔点呼業務の調査・管理)

第6条 甲は、乙が事業者間遠隔点呼業務を適切に行っているか否かを確認するため、当該事業者間遠隔点呼業務が行われた後、速やかに（原則、翌営業日以内とする。）、甲及び乙の間で電磁的に共有される点呼記録の確認を行うとともに、乙に対し、定期的に調査を行うことができる。この場合において、甲は、当該調査に必要な限度において、【例：事業者間遠隔点呼業務の視察、事業者間遠隔点呼実施者への質問、事業者間遠隔点呼業務に関する施設、帳簿、書類その他の物件の調査・管理等】を行うことができる。

2 甲は、前項の調査により、是正すべき事項を見つけたときは、乙に当該是正すべき事項を申し入れなければならない。

3 乙は、前二項の規定に基づき甲が行う調査等に協力するとともに、前二項の規定に基づく調査によらず乙において是正すべき事項が明らかとなった場合には、乙は当該事項について甲に報告しなければならない。

(委託料)

第7条 甲は乙に対し、事業者間遠隔点呼業務に要する費用及び管理の報酬（以下「委託料」という。）を支払う。なお、委託料の金額、支払時期等については、別途、事業者間遠隔点呼に係る業務の報酬その他管理の実施方法の細目において定める。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は、令和○年○月○日から令和○年○月○日までとする。ただし、期間満了○か月前までに、甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、乙は○○運輸局長の許可を取得した上で、更に○年間本契約を延長するものとし、以後この例による。

(契約の終了)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、速やかに相手方に連絡しなければならない。この場合、乙は速やかに本契約の終了に係る手続を行わなければならない。

(1) 第6条の規定に基づく調査の結果、乙が適切に事業者間遠隔点呼業務を適切に行っていないことが判明し、当該内容が是正されないとき

(2) 甲営業所又は乙の○○営業所のいずれかが、道路運送法第40条又は貨物自動車運送事業法第33条の規定による行政処分（許可の取消し又は事業停止処分に限る。）を受けたとき

(3) 次条の規定により、契約を解除するとき

(契約の解除)

第10条 甲又は乙が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、その相手方は、催促その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別精算、民事再生手続若しくは会社更生手続の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (3) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (4) 自ら振出し又は引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等支払が停止されたとき
- (5) 相手方が本契約の各事項に違反したとき
- (6) 相手方に重大な過失又は背信行為があったとき
- (7) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

【参考例：管理の実施方法の細目】

事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目

〇〇株式会社（以下「甲」という。）及び△△株式会社（以下「乙」という。）は、「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書」（以下「契約書」という。）に基づき、本実施細目を定めるものとする。

（目的）

第1条 本実施細目は、契約書に基づく事業者間遠隔点呼業務における緊急時の連絡及び委託料について定めるものである。

（緊急連絡等）

- 第2条 事業者間遠隔点呼実施者は、運行の業務前に係る事業者間遠隔点呼において、当該運転者等が運行の業務に従事すべきではないと判断した場合は、当該運転者等にその旨及び理由を説明するとともに、速やかに、甲に連絡しなければならない。
- 2 前項の規定により、事業者間遠隔点呼実施者から連絡があった場合、甲の〇〇営業所（以下「甲営業所」という。）の運行管理者から運転者等に対する連絡を行うとともに、運行の可否の判断や交替運転者の手配等を行わなければならない。
- 3 事業者間遠隔点呼実施者は、運行の業務後に係る事業者間遠隔点呼において、アルコール検知器による検知結果等により、法令違反等を発見した場合は、事業者間遠隔点呼を受けている運転者等にその旨を説明した上で、速やかに、甲に連絡しなければならない。
- 4 乙は、全ての事業者間遠隔点呼実施者が不在となった場合、全てのアルコール検知器が故障した場合等、事業者間遠隔点呼業務を行うことができなくなったときは、直ちに甲に連絡しなければならない。
- 5 甲は、長期間、事業者間遠隔点呼等を受け、甲営業所の運行管理者から対面点呼を受けない運転者等に対しては、1か月に1回以上は対面等により運転者等の健康状態を把握するとともに、指導及び監督を適切に行うことにより、当該運転者等の安全運転の遵守等に努めなければならない。

（委託料の金額等）

第3条 甲は乙に対し、契約書第7条に掲げる委託料として、【例：事業者間遠隔点呼1回につき〇〇〇円を、毎月〇〇日締め、翌月〇〇日払いで支払う】。【算出の方法、基準及び支払方法・支払期限について明確に記載。また、業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う管理の受委託内容の変更が行われた場合の、委託料の増額又は減額の算出の方法等についても明確に記載】

（契約の履行）

第4条 本実施細目に定めがない場合及び疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

自己点検表

委託事業者・営業所名

受託事業者・営業所名

通達該当 部分	審査項目	○×	契約書等の該当部分 (必須)
3. (1)	受託事業者は委託事業者と同一の事業及び種別であるか。		
3. (1)	委託事業者及び受託事業者は、点呼告示第 5 条の機能の要件を満たす遠隔点呼機器を導入しているか。		
3. (2) ア	委託事業者及び受託事業者は、点呼告示第 6 条を満たす施設及び環境を整え、第 7 条に定める運用上の遵守事項を遵守することになっているか。		
3. (2) イ	委託事業者及び受託事業者は、管理の委託受託契約書等について、事前に協議の上で定めることとなっているか。		
3. (2) ウ	管理の委託受託契約書等に取り決めがない事象が生じた場合又は委託される業務内容に変更が生じた場合においては、委託事業者及び受託事業者間において協議の上、対応を決定することとなっているか。		
3. (2) エ	委託事業者と受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等の個人情報の取扱いに関して双方で同意を得ることとなっているか。		
3. (2) オ	委託事業者及び受託事業者は、あらかじめ、事業者間遠隔点呼実施者と委託営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えることとなっているか。		
3. (2) カ	委託事業者及び受託事業者間における連絡系統については冗長性があり、緊急時の連絡方法等についてあらかじめ定められているか。		
3. (2) キ	委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査することとなっているか。		
3. (2) キ	上記調査等により、是正すべき事項が明らかとなった場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理することとなっているか。		
3. (2) ク	受託事業者は、委託事業者が行う調査・管理について協力することとなっているか。		
3. (2) ク	委託事業者が行う調査によらず受託事業者において是正すべき事項が明らかとなった場合に、受託事業者は当該事項について委託事業者に報告することとなっているか。		
4.	委託事業者及び受託事業者は、事業者間遠隔点呼を受ける運転者等に係る個人情報について、第三者に漏洩しないよう厳格に管理する、目的外に使用しないなど厳正に取り扱うこととなっているか。		
5.	委託料について、管理の受委託に係る諸経費が含まれ、委託事業者と受託事業者との間において合意したものとなっているか。		
5.	管理の報酬の算出の方法、基準及び支払方法・支払期限が明確になっているか。		
5.	業務量又は諸経費の増加又は減少を伴う管理の受委託内容の変更が行われた場合は、委託料を増額又は減額するものとし、その算出の方法等についても明確にされているか。		

7. (1)	受託事業者が事業者間遠隔点呼を適切に行っておらず、当該内容が是正されない若しくは委託営業所又は受託営業所のいずれかが、運送法第 40 条又はトラック法第 33 条に基づく許可の取消し又は事業の停止処分を受けたとき、事業者間遠隔点呼に係る管理の受委託契約を終了することになっているか。		
9. (4)	事業者間遠隔点呼の実施期間は、5 年以内となっているか。		

※「通達該当部分」の項中の数字は、「事業者間遠隔点呼を実施する自動車運送事業者における輸送の安全に関する業務の管理の受委託について」（令和 7 年 8 月 7 日付け国自貨第 245 号、国自安第 54 号、国自旅第 71 号）の条項を示す。

※「契約書等の該当部分」の項は、例えば「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の委託受託契約書契約書」第 1 条第 2 項第 3 号であれば「契 1 II」、「事業者間遠隔点呼に係る業務の管理の実施方法の細目」第 1 条第 2 項第 3 号であれば「細 1 II」と記載する。